

（午前10時30分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）今年最後の質問になります。気合を入れてやります。

橋本市民病院はなぜ一般の常識が通じない病院なのか。

橋本市民病院の和歌山県下で9人しかいないがん薬物療法認定薬剤師に対する執拗ないじめと、それに伴い、がん患者に対する最善の医療を提供していないという事実を追及してきましたが、虚偽と開き直りの答弁に終始して、何一つ納得できる答弁がなかったのは極めて残念であります。

私が6月、9月議会で質問しましたが、虚偽答弁は本当になかったのか。パワハラは本当になかったのか。

2番、また、橋本市民病院でも人間のすることだから誤診や手術の失敗はあると思うが、どのように処理しているのか。

3、感染症について。

どうぞ、私たちは市民のために仕事をするという使命を帯びているので、やっぱり誠実にやりとりをしてもらわんと困る。ええかげんな話では困るんで、誠実な答弁。私も誠実に質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問、市民病院はなぜ一般常識が通用しない病院なのかに対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）誠実にお答えします。

はじめに、議員の、一般の常識が通用しない病院だとのこと質問は、その質問自体が当院に対するいわれなき誹謗中傷と言わざるを得ず、切歯扼腕、憤怒に耐えぬ思いであるとともに、改めて当院がそのような病院でないとお答えします。

次に、個別の質問へのご回答に移らせていただきます。

まず、本年6月議会からの関連の質問として、本12月議会においてもおただしがありまず、当院薬剤師への組織的なパワハラ、いじめ、これは一切ございません。

また、がん患者に対する適切かつ最善の医療を提供しております。当院薬剤師と当院の間には、現在、訴訟係属中であるため、当院薬剤師の個別事情に関するご質問にしましては、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、誤診や手術の失敗、いわゆる医療過誤に対しどのように処理しているのかとのこと質問にお答えします。

当院では、医療過誤を回避するために、1番、人員の確保、設備の充実、2番、セカンドオピニオンの推奨、3番、医療安全対策の充実を図っています。

以下、詳細をご説明いたします。

医療過誤は医学知識の不足、医療技術の未熟、医療行為の全体としての疎漏さ、不適切な薬剤、医療器具の使用など、その要因はさまざまです。

医療機関では、このようなヒューマンエラーを限りなくゼロにするため、医師をはじめ看護師、コメディカル等は、学会や学術集会等への参加、自己研さん等を通じ、また、医

療機関自体も人員の確保、設備の充実等を図り、日々、患者さんに最善の医療を提供できるよう誠実に努めております。

議員おただしの誤診についても、現在の医療は医療機器等の性能向上により、疾病の見落としは限りなく少なくなっていますが、同一の疾病であっても、患者さんの病識、すなわち治療を開始する時期や生活状態、そして、基礎疾患などによりその症状はさまざまであり、多くの合併症に罹患している患者さんも多くいます。そのため、当院ではセカンドオピニオンの推奨も行っており、大学病院等への紹介をさせていただいております。

また、手術の失敗については、その判断は難しく、例えば、腫瘍の切除手術の場合、腫瘍のできている場所や患者の全身状態等で手術の難易度や手術時間等が変わり、また、難易度が高ければ、術中、術後の合併症を併発する可能性も高くなります。

そのため、投薬、手術、検査などの医療行為の前には、その危険性も含め、内容についてよく説明し、十分理解した上で対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と治療等の方針において合意する、いわゆるインフォームドコンセントの方式を採用しております。

また、市民病院の医療体制としては、医療過誤からヒヤリ・ハットのゼロレベルまでを対象とした、これらヒューマンエラーを未然に防ぐため、専従の医療安全管理者を中心に、セーフティーマネジメント委員会、医療安全管理対策委員会を開催し、事案報告、対応策の検討、現場へのフィードバックを行っています。

このように、ヒューマンエラーの再発防止に病院全体として取り組んでいても、残念なことではありますが、当院でも医療過誤はあります。医療過誤が発生した場合には、院内で原因究明のための委員会等を立ち上げ、さ

らなる再発防止に努めるとともに、患者さんやご家族には病院として誠意を持って対応させていただいております。

患者さんは病気が治ることを期待し市民病院を訪れ、それに対し、医師をはじめとする我々医療従事者は全力で治療に専念しています。

今回、一般の常識が通用しない病院としてこのような質問をされることは、市民病院としてはまことに遺憾であり、患者さんばかりでなく、職員に対しても不安と動揺しか与えないものと考えます。

最後に、感染症についてお答えいたします。

市民病院では感染対策として感染管理対策室を設置し、感染管理認定看護師を1名配置するとともに、その他、院内組織として院内感染対策委員会、ICT、インフュクションコントロールチームと言うんですけども、感染対策チーム、これを設置しまして、病院全体で感染管理に取り組んでいます。

これからの季節、インフルエンザの流行も危惧するところではありますが、現在、市民病院において薬剤耐性菌の一種が検出されており、感染体制本部を立ち上げまして、感染拡大を防ぐために、保健所や大阪大学医学部附属病院、奈良県立医科大学感染センターのご支援、ご協力のもと、サーベイランスを実施しています。

これまでに病院職員に対しても、本件にかかわる説明会を4回実施しまして、必要に応じて今後も実施していく予定です。

病院職員にも言っていることではありますが、正しい知識と理解で適切な対応が求められます。議員の皆さまにもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

当該薬剤耐性菌は通常の大腸菌などと同じく、腸内の便の中にいる場合にはほとんど感染症を起こすことはありません。仮に、当該

薬剤耐性菌によって感染症が発生した場合においても、いくつかの有効な抗菌薬があるため治療が可能です。感染拡大を防止するためには、さきの質問でもございましたけども、お答えでもございましたが、教育現場でも学生に啓発されているように、手洗い、特に手指衛生、これが最も有効で、汚染された人の手やドアノブ、手すりなど、さわることによる接触感染が感染経路となるために、一般家庭におかれても、トイレに行った後や食事の前には、石けんと水道水あるいはアルコール性手指衛生消毒剤、そういうものでしっかりと手洗いをお願いいたします。

現在、市民病院ではホームページを通じて、薬剤耐性菌に関する情報を11月8日より配信し、今後の経過等についても、お伝えしなければならぬ必要な情報は随時ホームページを更新していく予定です。また、現在実施しているサーベイランスの結果についても、必要に応じて文教厚生常任委員会での報告を検討しています。

感染には正しい知識と理解で適切な対応が求められます。市民病院として、既にホームページで情報を配信しているように、感染に関する情報を隠蔽することなく、市民の皆さまのご理解を得るよう努めております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いかに橋本市民病院が通常の常識が通じないと、それを私は今から証明します。事実をもって証明します。

まず、橋本市民病院はうその答弁で、県下で9人しかいないこの薬剤師に対するいじめとがん患者に対する背信行為をごまかして否定している。

一つ、事務局は私に対して、いじめの被害者A薬剤師、間違いが多い、92回もしている

と言った。議会で間違いを指摘したら、27回と訂正した。A薬剤師を通じて、その根拠の資料を提供したけれども、無視された。

また、A薬剤師は麻薬の紛失にもかかわっていると事務局長は私に話した。A薬剤師に確認すると、これも真っ赤なうそだった。そのまま事務局長に伝えると、――ではないと前言を翻した。なぜ、でっち上げまでしてA薬剤師をいじめるのか。市民病院として、A薬剤師の有能な力を活用しないで、がん患者に対して背信的な治療をしているのか、最善の治療を施さないのか。お答えください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）お答えします。

当該薬剤師の件については、さきにも答弁させていただきましたが、現在、訴訟係属中のため、答弁は差し控えていただきたいと思います。

ただ、一つだけ言わせていただきたいと思います。本年6月からの議会一般質問、議会日より、SNSを通じて議員が発言されてきた特定の職員への誹謗中傷が原因で、今回その職員が病気になり、病院としては非常に遺憾の意を表します。本件について、既に議員には抗議の申し入れもさせていただいています。

しかし、当該申し入れ書に対し返されたはがきには、「精査の上、3月議会で答弁いたします。納得のできない点が多々ありますので」と書かれていましたが、我々はこのはがきを読み、愕然としました。議員個人の納得しないのに、主観的判断で事実を十分に精査されずに、これまで質問され、SNSで不特定多数の方々の間違った情報を配信し、結果、一生懸命に頑張っている職員が病気になったということは、病院として職員を守れなかったことを、このようなことが二度とあってはいけないという思いと、何よりも激しい怒りを

感じています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）全然答えていない。そんなええかげんな話じゃないですよ。私、ちゃんと根拠を持って言うてるんですから。――に麻薬のぬれぎぬを着せたのはあんたでしょう。なぜそういうことをするんですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）何度も申し上げますが、当該薬剤師の件につきましては、さきにも答弁させていただきましたとおり、訴訟係属中のため答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それはしかし、卑怯な逃げ方やな。でも、あなたはそういうぬれぎぬを着せた。後で否定した。自分で否定したんですよ。そんなええかげんなことしなさんなという話を私はしているんですわ。

また、あいさつをしても薬剤部長が無視すると。そして、事務局長が薬剤部長に注意してあいさつをするようになった。すると、今度はA薬剤師があいさつをしなくなったと議会で答弁した。真っ赤なうそで、薬剤師に確認したら、ずっと無視されて、今もそうだと。きのう電話で確認したんですよ。

普通から考えても、無視されていながらもあいさつを続けていたものが、相手があいさつをしてくれたらうれしくて喜んで、余計あいさつするというのが常識でしょう。そんなうそを言うちゃだめですよ。

また、ファーマロードという機械、これは薬の飲み合わせを防ぎ、医療事故を防ぎ、薬の効果を確保するための自動的に判断する機械だと。これに入れば、瞬時、二、三秒でこの薬の飲み合わせは悪いと、あるいはいいと、出てくる機械。この機械を停止させて手作業でやらせていると。

それで、6月議会で私が何でかと聞いたら、原因がわかれば解除しますと答弁しているんです。いまだに解除していない。ほかの薬剤師はみんな解除している。これ、いじめと言わずして何ですか。

まだありますよ。ここからが本番ですわ。

私が、被害者A薬剤師の資格更新の要件として業務に携わる必要があるが、業務、がん対応を継続させていないのはなぜかと質問したところ、事務局長は何と答えたか。ポイントで決まるからポイントを積み上げれば継続できると答弁した。何を根拠にそういうことを言うんですか。端的に言ってください、時間がないんだから。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）何回も申し上げますけども、これはもう司法の場で判断が下されるということでございますので、この議会で白黒ということではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）病院の中には、薬剤師も含めて、看護師、それから、コメディカルの放射線とか検査とかそういった多くの職員がおります。それぞれの職種によって、ドクターはもちろんですけども、認定専門制度がございます。そういったものに対してポイントというのがございますので、それぞれにポイントということで、学会等で認められたものがございますので、それを必要な年限の中で稼いでいくと。そうすると更新が認められるという制度でございますので、それが制度でございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）真っ赤なうそで、平然とこういうことを言うから、私は非常識な病院だと言っているんです。

ここでは、認定期間中、施設内においてがん薬物療法に関する専門的業務に従事したことを証明すると。そして、更新の要件として、要件としてですよ。そういう書面があるんですよ。それを、ポイントがどうのこうのとうそを言って、今だったら大丈夫だと、そんなええかげんな答弁させて、議会をばかにしているのか、———。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）市議会は重要なものと考えております。ただ、司法の場は別の場でございますので、その辺の判断を待って我々は、判断に対して我々は真摯に対応していくつもりでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。あと、松浦議員、先ほどの発言でちょっと不適切な言葉がありましたので、また後ほど、ちょっと訂正をお願いします。

○1番（松浦健次君）———と言うたのね。

○議長（岡 弘悟君）はい。

○1番（松浦健次君）このお方はと、これでいいですか。

○議長（岡 弘悟君）はい。

○1番（松浦健次君）訂正します。

○議長（岡 弘悟君）はい。

○1番（松浦健次君）それで、病院長。私の質問に対して6月議会で、———と言うたらまたあかん。あの方は、資格継続可能だと思っておりますと言われました。その根拠はどういうことですか。

○議長（岡 弘悟君）特定の方の話に終始入っていかれるのは。

○1番（松浦健次君）いやいや、議会をばかにして、うその答弁をしているから、私はそ

れはおかしいと言っている。

○議長（岡 弘悟君）過去の答弁の中でその真意を問うのであればそれは結構ですけども。

○1番（松浦健次君）時間ないのに、それできへんもん。

○議長（岡 弘悟君）そうしたら、病院長、過去の答弁についてお答えください。

○病院長（嶋田浩介君）資格の認定に関しては、常にその業務についていなければならないということではなくて、——が更新する、これから何年か後に更新する、そのために最低何カ月以上その業務についている必要があるとか、あるいは、何人の薬剤指導をしなければいけないとかいう条件は、今現在、確かについていないのは事実ですけども、あとの残っている期間からして十分更新は可能であると、そういうふうに、そのA薬剤師の上司から伺っております。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）僕は、議会で答弁されたことはうそだったら議会でただしていくべきだと。そうでなかったら、平然と虚偽の答弁が通っていく。これ許したらならんというのが議員の仕事ですよ。

資格の更新をさせないと、事務局長は私も一言も言っていないと、こう断言している。ここですよ。若者を育てるため資格更新をさせないというのが病院の方針ですと、こういうことを言っているんですけども、この人の更新をさせるのと若者を育てるのと、二律相反するものですか。相反するんだったら、どういう点で相反するか教えてください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）相反するものではございません。現在の資格を更新する、これも必要なことでございますし、後進を育てるといったことも非常に大事なことでございます。病院はずっと継続して存続するものでございますので、これは新しい、若い人も育てる必要があるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）事務局長は私の質問に対して、若い人を育てるのが大事だと、優先すると、この議会で答弁しているんですよ。言うこととすることと違うじゃないですか。

次に行きます。時間がないので。

パワハラは一切ないと答弁している。数々の指摘をしたが、全て否定した。一つ具体的に挙げます。輪番を他人の3倍やらされた。量をやらされた。当直も、普通は当直の順番は1、2、3、4と、5で終わったら次は6から始まるんだけど、いつもこの人が一番先に持ってこられた。これはパワハラでしょう。

それで、こういうこともあるんです。病院長、4年前、この薬剤師が和歌山県立医科大学の薬剤師の正職試験に合格して行こうとしたときに、市民病院を退職しようとしたこのときに、病院長が、がん地域連携拠点病院として被害者A薬剤師の資格が必要だと、資格を生かした仕事をしてもらうからおつてくれととめた。現場の同僚や看護師、緩和ケアの医師、NST、食事栄養管理の医師、患者やその家族によって引きとめられた。だから、おつたんだ。そういうふうには言っておきながら、この仕事をさせないというのはどういうことですか。

また、病院管理者も、懲戒委員会はこれはむちゃくちゃだと、助けてくれと求めたとき、どういう対応をしましたか。

○議長（岡 弘悟君）病院長、係争中の事柄に抵触しませんか。その辺はきっちり答えていただかないと、抵触するのであれば、そういう旨の発言をお願いいたします。私はその係争中の内容がわかりませんので。

病院長。

○病院長（嶋田浩介君）4年前に、A薬剤師が和歌山医科大学に転勤になるかもしれないというお話があるというふうに伺ったのは事実ですし、そのときに私がそう申し上げたことも事実ですけども、その後いろいろありまして、その詳細な内容については、今、議長がおっしゃったように、係争中の内容にかなりかかわることになりますので、なぜ翻ったかということに関してのお答えは、正確にはここで、ちょっと差し控えたいと存じます。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）懲戒委員会で決まったことを、私がその後、一一に対して申し上げたことは、事務方から、公平委員会というのが市にありますと、そういうことでというふうなことはお答えしたことがございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そのときに管理者は、事務所の言うとおりにやっているだけなのでわかりません。やっぱり訴えてきたら、どういうことかと聞いて、職員の仕事のしやすいように、仮に病院の今の主張が正しいとしても、結果、正しいとしても、そのときには聞いてあげて、どういうことかということを、やっぱり、そういう親切というのは上に立つ者の義務でしょう。

それじゃ、これ大事なことから、これだけ逃したらあかんで、言わせてもらいます。時間、大丈夫かな。

まず、橋本市民病院はこの薬剤師が継続して更新できるような体制、協力、非常に非協

力だということをして、いろんなことを話したけれども、やっぱり今のまま、全く間違いないと、自分たちは間違っていないという話をするので、和歌山県下の公立病院の薬剤部長に以上の事情を話して相談した。

そうしたら、資格の更新もしてもらい、若手の成長も図る。この二つを同時に行うことは何の支障もない。私は橋本市民病院の内情も知っています。規模も知っていますが、資格の更新をさせないことは考えにくい。松浦さん、薬剤は日進月歩で新しい薬剤が出てきます。資格は一度合格したら取れますが、資格に応じたセミナーや研究、実践をしなければ時代の進歩や変化についていけません。更新制度があるのはそのためです。更新の厳しい要件が定められているのは、その資格を有する薬剤師が知識・経験を高め、医師、看護師と力を合わせて、より新しい高度な医療を患者さまに施すことが必要なんです。そうだとすれば、有資格者の更新に協力するのが病院の当然の義務だと。これ、間違っていますか。それは当該薬剤師のためもちろん、適切な医療を施す病院のためである。何より患者さまのために、最新かつ質の高い医療は欠くことができないんですとのアドバイスをいただきました。

それでも、こういう話をしても、全く反省しよう、あるいは、今の状態を変えようとするので、また私は聞いた。そうしたら、その知人の薬剤部長は、私の、これで不都合はないですかという質問に対し、病院長は全く不都合がありませんと6月議会で答弁されていますが、全く不都合はありませんか。あのAさんをがん関連から全部外したことによって全く不都合はありませんと答弁されているんですけども、全く不都合はありませんか。

○議長（岡 弘悟君）病院長。

○病院長（嶋田浩介君）A薬剤師が持つてお

られる資格のことはもちろん我々存じているんですけども、その代行する、それに準じる資格を持っている者もほかの薬剤師でありますので、がんの薬剤指導等に、今現在、支障を生じていないと把握しております。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前11時5分 休憩）

（午前11時6分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の係争中というのは懲戒処分が不当だと、これを係争しているんです。だから、今、懲戒処分の話はしていないんです。係争中の話ではないんです。だから、私、どんどん質問していいんです。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前11時6分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

それでは、11時30分まで休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そうしたら、———  
———と言うたらあかんてな。あのお方が、がん関係の仕事から全部外されて、どういう状態になっているかということ現場の人から聞いて、説明します。

がん緩和ケアと、これは痛みだけではなく、発熱、吐き気、便秘、下痢、だるさ、苦しさ、大変な苦しみが副作用として出てくると。これに対して和らげるために、薬剤師が薬の種

類、量、どういう割合で調剤するか、時間的、感覚的、また、本人の体重、年齢、顔色等を総合的に考え判断して調剤する、患者の生き死にかかわる極めて重大なことであります。

このときこそ、和歌山県で9人しかいないがん薬物療法認定薬剤師、A薬剤師の出番ではなかろうかと。しかも、このがん患者の栄養食事療法等のNSTという資格があるんですけども、この資格と両方を持っているのは和歌山県でこの薬剤師1人と。そういう人に、難しい、大変な最先端の技量を持っている、知識、そして経験を持っている人に、こういう大事なときにやってもらうのが、僕は常識的に考えて当たり前だと思うんです。

ところが、誰がしているか。かわりにやっているのは、薬剤師になって3年目の薬剤師。レジデントマニュアルという本を読んで勉強している、そういう薬剤師がやっている。これでいいのだろうか。お考えを伺います。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）組織の中で協力しながら、それぞれが業務に支障のないように対応しているところをございまして、先ほどパワハラの関係につきましても、ちょっと追加で申しわけないんですけども、訴状に内容が含まれておりますので、関連質問は答えられないということでご了解をお願いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）前回はチーム医療でやっているから大丈夫だという話ですけども、チームというのは薬剤師、医師、看護師でしょう。この中に、チームであって誰であってもいいと、そういう話ではなくて、経験と実績、知識がある、今だってこの人は、自分のもとに戻れたら、またしっかり市民のために役に立ちたいと言って、いろんな、東京や大

阪、神戸、千葉、学会へ自腹を出して行って勉強しているんです。この人の力を入れないで、薬剤師になって3年、手引書を見て勉強しているような人を入れて、この人の、若者を育てるということにも全然なっていない。そういうので十分、僕が言っているのは、最善の医療を尽くすということはそんなことじゃないでしょう。どうですか。院長、お考えを伺えますか。専門家の立場から。

○議長（岡 弘悟君）現状、問題があるのか、今の体制について不備はないのかを答弁願います。

病院長。

○病院長（嶋田浩介君）先ほど松浦議員のお言葉の中にもありましたように、薬剤師というのは担当しているそのチーム、緩和とか栄養とか化学療法とか、医療安全でありますとか、いろいろあるんですけども、その中の一つの役割で、今現在、当該その薬剤師、A薬剤師が不在であっても、そのチームの運営には支障を生じていないと判断しております。

だから、なぜそこに参加していないかは、先ほど申し上げましたように、係争中の内容にかなり触れることになりますので、なぜ、今、それに参加していないかに関してはちょっとお答えできない状況であります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）なぜ参加していないのかという話ではなくて、橋本市民病院が最善の治療を提供していないと、こういう事情だから提供していないと、私はそう判断する。ほかの病院の薬剤師もお医者さんも言っている。私、いろいろ話を聞いて、ここで質問しているんです。

だから、最善の医療を提供するというのは、力のある薬剤師がおって、そこへチームへ入ってやるのが最善じゃないんですか。支障が生じていないというのは、目に見えてそれ



はわからんかもわからんけど、普通から考えたら誰だって、ベテランで力のある人が、どのチーム、野球であれ何であれ、その人がおったらチーム力が上がる、それは当たり前の話じゃないですか。

それを、そうじゃないと。薬剤師になって手引書を見ているような人を入れて、それで治療をしていると。こんな非常識なことはないと、僕はこれを言っているんです。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）現状の医療体制で問題あるのかないのかをお答えください。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）先ほどから何度も申し上げておりますが、現状、問題等になっておりません。

病院には診療報酬というのがございまして、そちらのほうにいろんな資格要件とかそういうことも書いています。チームで活動する場合にも、当然、そういう職種が入らなければならぬというところがございまして。ただし、資格については、望ましいとかそういう表現のものもございまして、必ずしも、3年目の者であっても大丈夫な場合がございまして。ちょっと手元にその全ての解釈というのがございませんが、そういうことございまして、病院運営には支障は生じておりません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）納得できない話です。これ誰も納得しませんよ。

まだある。まだあります。患者に対して、医者が処方箋を出すと。それぞれの患者に対する説明、薬の効果、副作用等を説明して、どの方法を選択するか、本人と家族が相談して決めることがあると。この説明をするのが、誰がしているか。この、いじめを受けて外された薬剤師のかわりにしている人は、――

――  
――、この人が中心となってやっているんです。

こんなええかげんな話ないですよ。皆さん、納得できますか。経験25年、和歌山県で9人しかいない。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時46分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の、がんに対する治療、これが問題ないと答弁されましたけれども、現場では、現場の本人から。この人と違いますよ。私、これやっていたら、松浦さん、頑張っただけと。あんたの言うのはまともな話やと。我々こない困ってるんやと、内部通報を結構くれますよ。

それも根拠にして話をしているんですけども、やっぱり、今の、経験3年目で手引書を持ってやらんなん人に任せるか、それはやっぱり具合悪いんちゃうかと。

○議長（岡 弘悟君）いや、それをだから、同じ発言を繰り返されるのであれば、その質問に関しては、ちょっと切り口を変えていただかないと、答弁は求められません。もう一度、質問をお願いします。

○1番（松浦健次君）そうしたら、現場では困っているという声がありますけれども、それは、現場の人は病院に言えないと。なぜか。今、この薬剤師がどれだけひどい目に遭ってやられているかということを知ったら、怖くて言えないと、そういう話です。ひどい話じゃありませんか。執拗にやられていることを思ったら、私、それは裁判に出れと言われても、その後が怖いからよう出らんと、そういう話です。

その方が私に対して何を言うているかといったら、今言うたように、困っていると。人の生き死について、経験のない人がそういう大事なことをやっていいかと。

やっぱり、僕、自分の母親ががんになったときにどない考えたかといったら、余命1年と言われたんです。そうしたら、ちょっとでも良い方法、何とか助けやんかと、わらにもすがる、クモの巣にでも頼りたいような気持になるんです。そんなときにこういう薬剤師をあてがうというのはどうなのでしょう。やっぱりいろんな副作用があると。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時57分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろいろと問題を起こしまして申しわけございません。議長もいろいろとご配慮をありがとうございます。

私としては、この質問の真意は、橋本市民病院は橋本市民の血税で成り立っていると、その市民病院が最善の努力をして、最善の治療を患者に施すべきだと。それをやっていない。理由は今まで言うたとおりの話です。

また、この薬剤師がいじめられるというのは、間違いは間違いだとはっきり言うから、みんなに煙たがられる。この人がおれへんだら多少の間違いだって堂々と通っていると、そういう話です。今だっているような間違いが起こっていると。

そういうことをここで、病院の態度を変えてもらおうと思って僕が言い出したら、それはあかんと。そんなむちゃくちゃな話、僕はないと思います。

やっぱりそういう人こそおってもらって、間違いをちゃんとチェックできるようにせん

と、病院として市民に、その職責に応えることはできない、期待に応えることはできないと、私はそないに思います。

もうこれ以上、議論したって、言うなと言われる話だし、ただ、もう一言、これは先ほど病院事務局長が言われたように、私のところへ、もう言うなと、ここで謝れと、そういうむちゃくちゃなことを言っているんですけど、合格率9割というのはいそだと、今、5割と言っているんですけども、合格率9割の、これ間違いない、ここに書面がある、公開されている。そういうのを平気で言って、知らん人をつっ込んでくるというのは、病院の悪い体質です。

以上。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

○議長（岡 弘悟君）議長より申し上げます。

先ほど松浦君から、一般質問の発言中、一部不適切な発言があったので、その部分の取り消しを願いたいとの申し出がありました。

この際、お諮りいたします。

1番 松浦君から発言の取り消しの申し出があったので、会議規則第65条の規定により、その一部の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、松浦君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

続いて、病院長から、一般質問に対する答弁において一部不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、病院長からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

---

○議長（岡 弘悟君）これにて一般質問を終

結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後0時1分 散会）